

○総務省令第八十五号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

総務大臣 野田 聖子

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成三十九年度までの間に、第二号、第七号から第九号まで及び第十一号については平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十年までの間に、第十二号については平成三十二年までの間に行われるものとする。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業</p> <p>十二 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業</p>	<p>地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成二十九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十年までの間に行われるものとする。</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。